

次世代法並びに女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

令和2年8月1日策定

次世代法並びに女性活躍推進法に基づき、職員の仕事と子育ての両立を図るとともに、女性の個性と能力が十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和2年8月1日～令和7年7月31日
2. 本会の課題 (1) 多くの女性職員が活躍しているが、部門により偏りがある
(2) 女性職員の育児休業取得率100%に対し、男性職員の取得がない

3. 目標及び取組内容

目標1 : すべての部門において、女性の割合を50%以上とする

<取組内容>

- ・令和2年8月～ 女性の割合が50%未満の部門の課題の洗い出しを実施
- ・令和3年8月～ 課題に対する解決策の検討
- ・令和4年8月～ 検討結果に基づく解決策の実行
- ・令和5年8月～ 実行した解決策の検証および再検討

目標2 : 少なくとも1名以上の男性職員の育児休業取得を目指す

<取組内容>

- ・令和2年8月～ 男性職員の育児休業取得に向けた課題の調査
- ・令和3年8月～ 調査に基づく課題解決策の検討
- ・令和4年8月～ 検討結果に基づく法人内の体制づくりと育児休業制度の周知

公益社団法人 曾於医師会